

## 補装具・日常生活用具の給付

### 補装具費の支給

身体の欠損または失われた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすくするため、補装具の購入または修理に要した費用の支給を行っています。

#### ・障がい区分、種目

障がい区分	補装具種目
視覚障がい者	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者	補聴器
肢体不自由者	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
重度両上下肢および音声機能	重度障害者用意思伝達装置

#### ・申請に必要なもの

- ①申請書
- ②同意書
- ③障害者手帳
- ④見積書
- ⑤医師意見書（購入等に必要です）

※申請書、同意書、意見書は健康福祉課窓口にあります。

- ⑥マイナンバーが分かるもの

※平成28年1月よりマイナンバーが必要となりますのでご注意ください。

#### ・申請の際の注意事項

購入前にご相談・申請をお願いします。

（購入後の申請は支給の対象となりません）

医師の意見書は省略できるものがございますので、詳しくは健康福祉課へお問合せください。

## 日常生活用具の給付・貸与

在宅の障がい者等の日常生活をしやすくするため、下記の6つの種目から給付・貸与を行います。

### ・対象と用途

対 象	用 途
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換機 移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、特殊便器、移動および移乗支援用具 T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器 電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者 用屋内信号機
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオ キシメーター、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体 重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、展示ディスプレ イ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブル レコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、拡大読書器 盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信 装置、人口咽頭、点字図書
排泄管理支援用具	収尿器、、ストマ用装具、紙おむつ
居宅生活動作補助	住宅改修

### ・申請に必要なもの

- ①申請書
- ②同意書
- ③障害者手帳
- ④見積書
- ⑤医師意見書（必要な場合もあります。）

※申請書、同意書、意見書は健康福祉課窓口にあります。